

# 財産処分公告

このたび、規則第 条に定める手続を経て、下記により財産処分をすることになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

年 月 日

信者その他の利害関係人各位

所在地  
宗教法人「  
代表役員

印

記

- 処分の種類（借入・担保の提供・貸付等）
- 処分する財産（財産の種類、所在、名称、数量、金額等）
- 処分の目的
- 処分の相手方（住所・氏名）
- 処分の年月日
- 処分の方法
- その他

※公告の期間には、公告文書を掲示した日と取り外した日は含まれません。そのため、例えば規則上の公告期間が7日間となっている場合、その前後1日ずつを加えた9日間公告を掲示する必要がありますのでご注意ください。